

平成 24 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告
(平成 25 年 2 月 22 日付け浜田市監査委員告示第 1 号)
に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜 田 市 監 査 委 員

財政援助団体等の監査の結果に基づく改善等の措置について

1 財務会計における監査委員指摘事項について

税理士事務所の指導により精査した結果に基づき、その原因を究明し次のとおり確認及び会計処理を行った。

第6 監査の結果（個別意見）

1 団体に対する指摘・意見

1 団体の財政状態について

(1) 貸借対照表の状況について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
1	固定資産については、建物 7,629,775 円、出資金 10,000 円となっている。なお、出資金については経緯や内容が不明とのことである。	市民サロン運営事業開始にあたり、日本海信金の口座開設後に支出した。（支出年月日 H21.12.1）

(2) 収支計算書の状況について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
2	その他資金収支に計上された繰入金については、会費収入の 75%相当額を各支部の事業活動に充当するため還元しているものであり、協会内部での資金移動にすぎないため、会費収入と二重計上（支出においては支部の支出と二重計上）されている点で問題がある。	協会本部と支部に係る処理において、公益法人等の会計基準では、事業間の資金の移動は繰入金支出、繰入金収入を計上する。従って、本部からの支出を支部の収入として受け、支部の活動費として支出することは、適切であることを確認した。

(3) 財産目録の状況について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
3	流動資産に計上されている現金過不足12,297円は販売部門における期末の現金過剰分であり、決算整理仕訳を通じて雑収入として現金有高に計上すべきである。	現金の不足分が貸借対照表に残高として計上されていたため、雑収入ではなく雑損失として計上した。
4	小口現金、釣り銭についても、期末において現金勘定に集約すべきと思われる。	期末における現金勘定として処理した。当時の会計ソフトのシステム上では紛らわしい表示であったが、現在運用中のシステムでは、その点は解消された。
5	普通預金計上額については、実際は定期預金 100 万円を含んでおり、また、未記帳の通帳に 5,005 円の新たな入金（過年度分を含む）が確認されており、計上額に誤りがあるため、修正が必要である。	定期預金 100 万円については、定期の科目を新設し振り替え、過年度分を含む 5,005 円の新たな入金については、過年度損益修正益として処理した。

2 団体の経営成績について

(1) 正味財産の状況について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
6	正味財産の額が平成 20 年度期末残高 9,478,808 円と平成 21 年度期首残高 9,478,809 円に 1 円の差異が生じている。再度確認されたい。	平成 20 年度決算資料作成当時の人的ミス（資料印刷時期のずれ）であり、総会後に訂正済み。会計システム上では 9,478,808 円で一致していることを確認した。

(2) 収支差額の状況について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
7	平成 23 年度の浜田市補助金収入 36,669,928 円は計上誤り。正しくは 37,152,928 円	市の支出金と協会の受入科目が合っていないことによるもので、補助金を事業対応にて計上し、差額 483,000 円は「神々の国しまねのおもてなし」はじまる事業で計上しており、会計処理上は問題ないものとする。
8	平成23年度末における次期繰越収支差額は13,613,920円となっている。 協会は毎年度3,700万円から4,000万円を超える市からの補助金を受けているながら、かかる多額の黒字が計上されているため、補助金の精算が適切であるか再検討すべきである。 今後は市として、どこまで精算を求めていくのか方針を定め、適切な指示を行うようにされたい。	調査及び修正の結果、次期繰越収支差額は 13,350,122 円となった。これは協会会費、浜っ子まつり協賛金の繰越金、市民サロン等の物販の販売収入であることから、今後においては、予算編成過程で精査していくこととする。

(3) 事業ごとの収支について

ア 収支の状況

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
9	物販に関しては売上原価の計上が適正に行われているかどうか、再度検証されたい。	平成 23 年度の棚卸を精査し、正しく計上した。
10	平成 20 年度以降はほとんどの事業においてはほぼ収支均衡となっているものの、「観光客の誘致促進事業」では赤字が、「公益法人収益事業」と「管理事業」では黒字が計上されていることが判明した。協会内で、事業毎の収支が適切に管理・把握されてこなかったことが要因に挙げられる。また、同協会においては財源の大部分を市からの補助金に依存しているながら、会費収入の一部や収益事業の利益を運営費に充当せず補助金精算を行ってきたため、結果的に多額の資金が留保されている。	平成 23 年度に棚卸を正したため黒字計上となったこと等が要因として挙げられるが、適正な棚卸額である。 資金の留保については、No.8 のとおり。 なお、平成 25 年 3 月より「浜田市観光協会法人化移行検討委員会」が開催され、また、同年 11 月からは「一般社団法人浜田市観光協会設立準備委員会」が開催され、協会における体制整備について検討がなされた。その結果、平成 26 年 4 月より一般社団法人浜田市観光協会が事業開始し、市から職員の派遣を受け、体制の強化を図るとともに各事業毎の収支の管理・把握を行っている。

11	<p>平成23年度決算の市補助金の「観光連携・推進事業」分の計上について協会決算書（2,533,220円）と市の協会助成事業の実績報告額（3,016,220円）との間に483,000円の差異が発生している。「神々の国しまねのおもてなし」はじまる事業の自己資金分483,000円の取扱いについて、協会と市で認識が異なっているためである。</p> <p>また、神々の国しまね実行委員会からの「神々の国しまねのおもてなし」はじまる事業助成金収入 966,000 円を協会決算書に1,449,000 円として誤って計上している。加えて、平成 23 年度の繰入金の計上額が収入と支出で異なっており、収支差額 242,852 円が発生しているが、協会内の資金の移動であるのに差異が発生していることは説明がつかない。再確認されたい。</p>	<p>No.7 のとおり、「観光連携・推進事業」について協会決算と市の協会助成事業の実績報告額との間に 483,000 円の差異があることについては、助成金収入の計上箇所が協会と市で異なっているためであり、事業毎の計上は特に問題になるものではない。「神々の国しまねのおもてなし」はじまる事業についても、事業毎の計上で問題はない。</p> <p>また、1,449,000 は 483,000 円と 966,000 円を加えたものを計上しており、誤っているという認識ではない。</p> <p>繰入金収入、支出の金額差異 242,852 円は、仕訳計上誤りであり、修正した。</p>
----	---	--

イ 管理費の内訳について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
12	<p>本来は当年度の利益に対し発生する納税義務について、受託事業や補助金の精算を適正に行う上で、当年度に費用計上することが適切である。</p>	<p>平成 25 年 3 月以降について、指摘事項については税理士事務所に市道を仰ぎ、適切な会計処理を心掛け、毎月の訪問監査及び、決算書作成を行っている。</p>
13	<p>平成 20 年度以降は収支計算書に計上された管理費の計と、別記された管理費との間に、30 万円から 80 万円を超える不整合が毎年度発生している。要因の一つとして、別記された管理費に支部の管理費の計上が漏れていることは判明したが、依然として原因不明分が数万円存在する。早期に原因を究明し、是正されたい。</p>	<p>原因不明な金額として挙げられたものは協会が支部管理費資料の提示及び説明が不十分だったことが原因で、調査の結果、部門別の合計額と一致しており、不明な金額の存在はなかった。</p>

3 団体の運営状況について

(5) 会計基準及び会計処理について

イ 現預金残高の確認について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
14	<p>決算日における現預金の勘定残高と、預金通帳、預金証書残高を照合したところ、定期預金として計上すべきものが普通預金として計上されていたり、数年間にわたり記帳していない口座について、通帳残高と一致していないことを確認した。</p>	<p>No.5 のとおり修正処理を行った。</p>

ウ 退職手当引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
15	<p>正規職員については中小企業退職金共済制度に加入し、毎年度費用処理されているため、退職手当引当金は計上されていない。また、賞与は正職員に対して支給されているが引当金計上はされていない。当期末までに発生している支払義務については、負債に計上されたい。</p>	<p>賞与引当金の繰り入れは義務ではないので計上していない。</p>

エ 会計処理について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
16	<p>収入や支出について伝票作成が行われず、事務局長の決裁も得ず担当者レベルで経理処理が行われている。</p>	<p>今後は全ての伝票作成を行い、内部管理体制の再構築及び強化を図る。</p>

オ 法人税、事業税、住民税、及び消費税（及び地方消費税）の納付申告について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
17	<p>平成 23 年度の法人税申告書並びに付属書類の内容を確認したところ、損益計算書が、消費税込みで作成されていた。本来は消費税抜きで作成するか、または消費税込みで作成したとしても消費税の納付予定額を費用計上すべきであるが、適正な会計処理がなされていないため、同年度の利益が、申告納付予定の消費税額ほど過大に計上されており、結果として過大に申告納付されていることになる（平成 23 年度の確定消費税の申告納付額は 858,700 円）。</p>	<p>「本来は消費税抜きで作成」との指摘については、法人税法では要請されておらず、消費税及び地方消費税の経理処理として税抜経理方式と税込経理方式のどちらを選択しても良いことになっている。</p> <p>税込経理処理の場合、原則として申告書が提出された日の属する事業年度に損金算入となる。</p> <p>平成 23 年度の消費税については、修正申告を行った。</p>
18	<p>消費税（及び地方消費税）の申告書を確認したところ、寄付金、補助金等の収入が多額に上るにもかかわらず、計上されている特定収入が過少であると推察される。なお、消費税については収入と支出について先ず課税区分毎に分類する必要がある、同協会のように人格のない社団にあっては、更に不課税収入に分類された収入について用途の特定を課税区分毎に行う必要がある。</p> <p>同協会の消費税申告に際しては、そのような作業を行った形跡がないまま特定収入が計上されており、計上された額そのものに信憑性がない。</p> <p>まず、上記の作業を通じて特定収入の額を算定した上で、特定収入に係る仕入税額</p>	<p>計上されている特定収入が過少であることについては、特定収入の計算誤りが見受けられたため、再計算を行った。</p> <p>各事業所からのまつりに対する協賛金収入について、過年度における税務署との協議で「課税売上げではない」とする共通認識（申し送り事項）ができています。</p>

	<p>控除の特例の計算を行い、納付額の確定をする必要がある。</p> <p>加えて、各事業所からのまつりに対する協賛金収入については、広告宣伝に対する対価との解釈もできることから、消費税の課税収入に計上する必要性について、税務署に再度確認が必要である。</p>	
19	<p>平成23年度の申告についても必要に応じて更正の手続き、修正申告を行われた。</p>	<p>No.17 のとおり、消費税、法人税、法人県民税及び法事市民税の修正申告を行った。</p>

ク 決算書の調製について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
20	<p>収益、費用についても本来発生主義で計上すべきところ、現金主義で計上されているものもあり（前年度決算に係る当年度納税額を、当年度の費用として計上している）、期間損益の計上が正しく行われていない。</p>	<p>現状として、人格の無い団体である協会においては、発生主義、現金主義のどちらで会計処理を行っても問題はないと認識しているが、一般社団法人となった平成26年4月以降にあたっては、公益法人会計基準である発生主義で計上している。</p>

ケ 現金管理、商品管理の厳格化について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
21	<p>市民サロン営業月報に記載された現金過不足や棚卸過不足が、会計システムに正しく入力されていないため、再度確認されたい。</p>	<p>現金過不足については、未収金・未払金の勘定科目入力誤りで、平成23年度決算書の修正時に訂正した。</p> <p>棚卸過不足については、No.9 のとおり。</p>

コ 棚卸資産の管理状況について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
22	<p>棚卸資産（商品）の評価方法は決算書に注記されていない。協会が従来から行っている物販については、そもそも棚卸自体が適正に実施されているとは言えず、帳簿上の在庫と実地棚卸との照合を行うという概念自体が存在していない。</p> <p>本来、棚卸資産の評価方法を定めた上で入出庫毎に帳簿に記帳し、定期的な実地棚卸を行った上で不一致が発生すれば、その都度原因を究明し、期末に減耗処理や評価を行うこととなる。</p>	<p>市民サロンで販売する商品については受託商品であるため、協会の棚卸資産として計上していないが、従来物販については、No.9 のとおり処理した。</p> <p>帳簿上の在庫と実地棚卸との照合は、現在行っている。</p> <p>税務上必要なケースを除いては、棚卸資産の評価方法について人格のない団体においては、特に定める義務はないが、注記表に追記した。</p>

2 観光協会体制における監査指摘事項について

第6 監査の結果（個別意見）

1 団体に対する指摘・意見

2 団体の経営成績について

(3) 事業ごとの収支について

ア 収支の状況

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
1	<p>同協会に対する補助金交付要綱の第4条においては、「経常的経費である定額分を1,870万円以内、事業費分を必要経費額以内とする」と明記されており、事業費分の精算はある程度行われているものの、定額分は同協会の活動資金を確保するため政策的に返還免除とした年度もあった。</p> <p>しかし、当面の活動に必要な一定額が留保できた時点で、今後の補助金支出を含めた協会への関与のあり方について、市として方向性を示すことが必要である。</p>	<p>財務会計における「(1)監査委員指摘事項の処理について」No.8 のとおり、これは協会会費、浜っ子まつり協賛金の繰越金、市民サロン等の物販の販売収入であることから、今後においては、予算編成過程で精査していくこととする。</p> <p>[市（関係部署含む）・協会]</p>

3 団体の運営状況について

(1) 運営体制の検証について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
2	<p>事務局の体制については、担当者間の情報の共有、相互チェック体制が機能していない。</p>	<p>現在、伝票出力によるチェックと決裁、各事業担当者と会計担当者との連携強化など、担当者間の情報の共有化及び相互チェックを行う体制作りに努めている。今後も事務局長を中心に体制整備に向けた内部協議等を行い体制強化に努める。</p> <p>[協会・市]</p>
3	<p>市から委託された市民サロン運営、神楽関連商品開発事業については「(4) 会計基準及び会計処理について サ 受託事業、補助事業の遂行状況について」で後述するが、協会本部の関与がほとんど皆無または希薄であり、責任の所在が不明確となっている。</p>	<p>指摘事項への反省点を踏まえ、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用した市民サロン運営事業及び石見神楽関連商品開発事業で開発した商品の販売については、協会の自主事業として協会本部において管理・運営を行っている。</p> <p>[協会]</p>
4	<p>国の補助金等を活用した事業であり、会計検査の対象となり得ることから受託者としての協会の責任は重大であり、今後の事業委託の是非も問われる。</p>	<p>上述の2事業については、No.3のとおり対応し、今後、事業を受託する際は指摘を踏まえた対応に努める。</p> <p>[協会]</p>

(2) 職場内のマネジメントについて

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
5	現事務局長から職場内の人間関係が決して良好とは言えず、職場内のマネジメントに苦慮していることが挙げられている。	No.2 のとおり、引き続きできることから取り組み、事務局体制のあり方を検討していく一方、職場内のコミュニケーションの取り方に配慮する。 [協会]
6	円滑でミスのない業務遂行のためにも、職場内のマネジメントやコミュニケーションを含めた研修の積極的な受講を行うなど、組織内で職員の資質を互いに高めあえる取り組みを早急に推進されたい。	No.5 に加え、積極的な研修の受講など計画的に取り組めるよう調整する。 [協会]
7	勤務体制について、平成 23 年度から協会窓口も土日開設となったため、シフトを組み対応しなければならなくなった。そのため、平日に代休を取得する必要があるが、責任ある立場の職員（事務局長、正規職員）が揃って不在となることのないよう、勤務シフトを組まれたい。また、出張等でやむを得ず両名が不在となる場合の危機管理や指揮命令系統などを予め定められたい。	反省点も踏まえ、現在、勤務シフトについては、イベント等の予定も考慮し、事務局長を含めて調整を行っている。 また、危機管理や指揮命令系統については、事務局長不在時でも、緊急連絡に対応できるよう連携強化に努めている。 [協会]

(3) 諸規程の見直しについて

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
8	専決規則と事務処理規程を確認したところ、現在は存在しない専務理事や常務理事の専決事項が規定されたままになっていた。速やかに見直しを行われたい。	平成 26 年 4 月の一般社団法人浜田市観光協会の運用開始に合わせ、定款や各種規則の制定、専務理事の選任などを行った。引き続き、不備がないか検討を進めていきたい。 [協会・市]
9	市民サロンのパート職員の就業時間については、就業規則に定められた労働時間と異なった勤務時間が設定されており、規定とは異なった時間外勤務の取り扱いが行われていた。雇用契約書の取り決め通りの雇用を行っているとのことであるが、就業規則の見直しがなされていないことは不適切であるため、直ちに是正し、監督官庁へ見直し後の就業規則を提出されたい。 また、協会は平成 23 年度から土日も開設しているが、就業規則の休日の規定の見直しが必要でないか、確認されたい。	No.8 と同様。 [協会]
10	出張旅費規程に則れば支給されない出張日の時間外手当を支給しているが、取り扱いが適切であるか、確認されたい。	No.8 と同様。 [協会]

(4) 法人化への対応について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
11	今後の活動の軸足を公益目的事業に置くのか、それとも収益を目的とした事業を優先するのかによって、目指すべき体制（法人の形態）を選択する必要がある。	公益事業はもちろん、補助金に頼らない財源基盤も必要であるため、収益事業は必要と考える。市と協会で互いに補完し合えるよう連携強化に努める。 [協会・市]
12	法人化に際しては、これまで以上に厳密な会計処理が求められることを再認識し、適正に事務執行されたい。	指摘を踏まえ、現在、会計処理については、新たな財務会計システムを導入し、税理士事務所による月例監査を受けるとともに、内部チェック機能を強化している。 [協会・市]

(5) 会計基準及び会計処理について

ア 会計基準について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
13	同会計は複式簿記で記帳されるため複式簿記に関する初歩的な知識が最低限必要であるが、同協会においては会計処理に必要な知識の習得に組織的な取り組みがなされておらず、適正な会計処理の質の担保がなされていない。	No.6 のとおり、専門的教育の実施を検討するとともに、税理士事務所の指導を仰ぎ、不明な点を早期に解決できるよう努めたい。 [協会]
14	経理規程や勘定科目についても一部整理、見直しが必要である。	経理規定については、税理士事務所及び市と協議のうえ、現状に即したものを作成した。 勘定科目については、税理士事務所の指導により見直した。 [協会・市]

エ 会計処理について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
15	キャッシュカードが 5 枚発行されており、各担当者が保管している現状も明らかになった。預金通帳の数も多く、適正に管理されていないものもあり、期末の残高確認も行われていなかった。現事務局長は就任して日が浅いものの、こうした現状を認識したからには早急に問題解決に取り組まれない。	期末の残高確認は、平成 23 年度決算書の修正及び平成 24 年度決算書の作成に合わせ行った。また、その際キャッシュカードは全て処分した。預金通帳は、税理士事務所の指導を仰ぎながら、必要最小限まで整理を行った。 [協会]
16	現状のままでは不正や経理誤りが発生したとしても、チェックする体制が構築されていないため、非常にリスクが高いと言える。早急に善後策を講じられたい。	No.2 のとおり伝票作成及び内部決裁起案の徹底については既に実行しており、善後策としては、No.12 のとおりである。 [協会]

カ 債権の管理及び回収について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
17	掛取引の運用に際しては債権者登録等の手続きを行っていないとのことであるため、今後の検討課題とされたい。	債権管理については、現在、税理士事務所にも指導を仰ぎながら、必要な者については債権者登録を行うよう改めた。 [協会]

キ 定期的な会計情報のチェックについて

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
18	<p>経理上月締め処理が全く行われておらず、総勘定元帳等諸帳簿の出力がされず、残高試算表も作成されていないため、貸借の区分を誤って処理しているが、誤りが発見されない状況となっている。</p>	<p>No. 12 と同様。 [協会]</p>
19	<p>年度途中で未収金や未払金の残高がマイナスとなっていた。総勘定元帳を検証したところ期首残高の計上誤りや、未収金計上していないのに消し込みがされている案件、未収金計上額と消込額が不一致の案件等複数確認されており、そのまま看過され、決算調製されている。 こうしたことから、作成された決算書の信憑性に大きな疑義が生じている。</p>	<p>No. 12 と同様。 [協会・市]</p>
20	<p>協会が使用する会計ソフトを提供するNPO会計支援センターでも、入力内容をチェックし、アドバイスする支援を行っているとのことであるが、利用者からの要求がなく一方的に支援が行われるわけではないため、同システムの利点が十分発揮されないままとなっている。</p>	<p>現行会計システムを使いこなせていなかった点は認めているが、科目勘定も協会で行えない等システム自体が複雑であったこともあった。現在は、新たな財務会計システムを導入し、税理士事務所にその操作方法の指導や入力内容のチェックを受けている。 [協会]</p>

ク 決算書の調製について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
21	<p>平成 20 年度分の決算書から収支計算書に計上されている管理費の計と別記の管理費の額が不一致であったことが判明した。このような初歩的なミスが、組織内で一度も指摘がないまま 4 年間も看過されてきたこと自体、内部チェックが機能していないことに他ならない。</p>	<p>No. 12、No. 18 及びNo. 19 のとおり。 [協会・市]</p>
22	<p>平成 23 年度の観光振興課に対する定期監査でも指摘したように、決算書に計上されるはずのない現金過不足が計上されたままになっていた。</p>	<p>税理士事務所の指導により、平成 23 年度の決算書を修正した。 [協会・市]</p>
23	<p>事業ごとの収入と支出の対応が不明である。このことは理事会でもかねてから指摘を受けているとのことであるが、何ら改善が図られていないのが実態である。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、現在では各事業毎の収支を把握している。 [協会・市]</p>
24	<p>日々の取引については、事業ごとに担当者がおり、担当者レベルで会計システムに入力しているとのことであるが、使用する</p>	<p>会計システムへの入力、No. 12 のとおりとしており、勘定科目については、No. 14 のとおり、税理士事務所の指導により見直した。な</p>

	勘定科目のルールが徹底されていないため事業によって計上されている科目が異なっているものがある。	お、現在財務会計システムへの入力は一元化しており、その内容を事務局長及び税理士事務所が確認を行っている。 [協会]
25	入力した数値の確認等が全く行われなまま決算書が調製されているため、協会本部でも計上された数値の内容を把握していない。現状では決算書の信憑性自体に疑念を持たざるを得ない。	No. 12、No. 18、No. 19 及びNo. 24 のとおり。 [協会・市]

ケ 現金管理、商品管理の厳格化について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
26	棚卸時の過不足も頻発しており、盗難による被害も疑われているが、まずはPOSシステム上の入庫、出庫が適正に行われているかどうかを確認するとともに、過不足が頻発している現状から、棚卸の頻度を増やすことについて検討されたい。	監査実施時期には、6カ月に1回の棚卸を2カ月に1回に改めており、現在は1カ月に1回行っている。今後も税理士事務所の指導を仰ぎ、適正な棚卸を行う。 [協会]
27	受託商品の紛失に際し、売り上げたものとして正規の金額を委託者側に支払っているが、委託販売の受託に際して何ら取り決めを行っていないとのことである。売れ残った場合の処理、商品を紛失した場合の弁償等、想定されるケース毎に取り決めが必要である。	受託商品については、観光協会として「善良なる管理者としての注意義務」が発生するため、現在、それぞれのケースに応じて対応を行っている。また、盗難などの防犯対策についても、検討していきたい。 [協会・市]
28	従来からの物販事業においても棚卸が厳密に行われておらず、棚卸資産の計上が漏れている事案も確認された。このような場合売上原価が適正に計上されないため、期間損益も正しく計上されない点で問題である。	No. 26 のとおり。 [協会]

サ 受託業務、補助事業の遂行状況について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
29	市民サロンで起案した営業日報は、サロン内で回付されるに止まっており、協会本部への報告は月報でしか行われていない。しかし、その月報の報告内容に関してすら協会内部で問題や危機意識の共有が図られていない。 職場が離れているため、事務局とサロンの関係が希薄化し、いつしか責任の所在が不明確となってきたことが推察される。	営業日報については、毎日協会本部へ報告するように改善した。 月報等についても同様に、経理担当及び事務局長に回付するよう改善し、情報や課題の共有に努めている。 [協会]
30	石見神楽関連商品開発事業においては、ふるさと雇用再生事業の委託契約が終了するとともに雇用も終了しており、協会本部としては同事業への関与が当初から殆ど皆	No. 3 及びNo. 4 のとおり。 県の指導も仰ぎ、「1 財務会計における監査委員指摘事項以外の修正処理について」No. 4 のとおり確認している。

	無であったことから、事業の全容把握、検証が困難となっている。 今後国の会計検査が実施される場合に備え、資料整理と内容把握が不可欠である。	[協会・市]
31	その他、協会の決算の調製が間に合わず、補助金の精算に支障を来すため、市所管課職員がやむを得ず決算事務のフォローをしていた状況も見受けられた。事務局長不在の時期とも重なり少なからぬ混乱もあったことは推察するが、業務受託者、財政的支援を受ける側としての責任を問われる状況である。	事務局長不在時の協会決算の調整という特殊事情はあったが、本来協会において処理しなければならないことであると認識している。今後は早い段階から市に相談しながら、適正な事務処理に努める。 [協会・市]

2 市所管課に対する指摘・意見

1 委託料及び補助金の積算・支出状況について

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
32	申告納付を要する税については今回の監査の結果から必ずしも適正な算出がなされていなかったことが判明した。	「1 財務会計における監査委員指導事項の処理について」No. 17 のとおり、税理士事務所の指導により平成23年度の消費税、法人税、法人県民税及び法人市民税の修正申告を行った。 [協会]
33	運営費に充当可能な事業収入が、そのまま協会の利益として留保されており、会費収入とあわせた収支差額が平成23年度末で13,613,920円計上されている。 同協会の活動資金がある程度必要であったことも一定の理解はするが、今後は留保資金の残高も考慮した上で、補助金の積算、精算を行うようにされたい。	No. 1 のとおり。 [市（関係部署含む）・協会]

3 団体及び市所管課に対する指摘事項（まとめ）

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
34	各職員の役割と責任を明確化するとともに、「担当者任せ」とせず組織内のチェック、フォロー体制を確立すること	No. 2 のとおり [協会・委員会・市]
35	受託事業は協会全体の責任で遂行し、委託者と受託者の間に一線を画すこと	No. 31 のとおり。 [協会・市]
36	諸規程の見直しを検討し、必要に応じて関係機関への提出を行うこと	No. 8、No. 9 及びNo. 14 のとおり。 [協会・市]
37	職務遂行に必要な能力の組織的な向上に努めること	No. 6 のとおり。 [協会]

38	現金管理、棚卸資産の管理を厳格化すること	No. 15 及びNo. 26 のとおり。 [協会]
39	会計事務への習熟、効率化と逐次経営状況把握に努めること	No. 12 及びNo. 13 のとおり。 [協会]
40	経営成績を反映した補助金精算を行うこと	No. 1 のとおり [市（関係部署含む）・協会]
41	法人化も含めた協会の今後のあり方を早急に検討すること	平成 25 年 3 月より「浜田市観光協会法人化移行検討委員会」が開催され、また、同年 11 月からは「一般社団法人浜田市観光協会設立準備委員会」が開催され、協会における体制整備について検討がなされた。 その結果、平成 26 年 4 月より一般社団法人浜田市観光協会が事業開始し、市から事務局長として職員の派遣を受け、体制の強化を図っている。 今後は市職員に代わる新たな事務局長の選任と人的・財政的体制整備について、引き続き市・協会と連携しながら地域の観光振興に向け、協議を進める。 [協会・市]